

新型コロナウイルスへの対応について

富岡東高等学校長 宮井 玲夫

徳島県内でも感染者が発生し、国内では感染経路の不明な感染者もみられるようになってきました。発熱等の風邪症状が見られるときは、無理をせず自宅で休養してください。新型コロナウイルスに感染した場合や感染が疑われる場合、現時点での対応は次の通りです。

1 新型コロナウイルス感染症による出席停止について

新型コロナウイルスに感染した生徒（医師により感染の疑いがあると診断された生徒を含む）は学校保健安全法第19条の規定によって、治癒するまでの間は出席停止になります。

*「治癒するまでの間」とは医師により登校しても良いと許可が出るまでの間になります。

2 新型コロナウイルス感染症により出席停止とする基準

- ①咳や喉の痛み、頭痛といった風邪症状がある。
- ②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ③37.5度以上の発熱がある。
- ④その他でも新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある。
- ⑤濃厚接触者に該当している。
- ⑥本人が感染した。（または感染の疑いがある）

*学校で①～④の症状が見られた場合も出席停止扱いとなります。保健室では休養せず帰宅して頂きますので学校から連絡がありましたらできるだけ速やかにお迎えに来て頂くようお願いします。

3 登校を再開する基準について

①検査や医師の診察によって感染が確認された場合

・医師により治癒したと認められるまで

②濃厚接触者に該当した場合

・医師または保健所により登校してもよいと認められるまで

③2の①～④に該当する症状があった場合

《医療機関を受診している場合》

・医師の指示に従い、登校しても良いと認められるまで

《自宅で静養した後、回復した場合》

・①～④に当てはまる症状がないこと

・37.0度を上回る発熱がないこと

・症状が1～3日で完全に消失していること

（4日以上の場合は医療機関や帰国者相談センターの指示を受けること）

4 出席停止の手続きについて

《医療機関を受診している場合》

- ・ 治癒証明書に医療機関を受診したことを証明する書類（領収書や薬の説明書など）のコピーを添付して提出してください。

《医療機関を受診していない場合》

- ・ 治癒証明書に健康観察票のコピーを添付して提出して下さい。

5 感染予防の励行について

インフルエンザ等の感染症と同様に一人一人の予防が重要となってきます。次の点にご協力をお願いいたします。

- ① バランスのとれた食事、睡眠をしっかりと、規則正しい生活習慣を心がけてください。
- ② マスクの入手が難しい状況が続いていますが、できるだけマスクを着用してください。市販のマスクが入手困難な場合は手作りマスクを作成するなど工夫をお願いします。
- ③ 十分な手洗いと咳エチケットを励行してください。食事前や帰宅後には手洗いをしてください。アルコール消毒は手洗い後に実施してください。
- ④ 毎日、登校前に自宅で朝の検温と帰宅後に夕方の検温を行ってください。体調不良の場合は無理に登校せず、自宅で休養してください。
- ⑤ 人が多く集まる場所や感染者数が増加している地域への外出は避けてください。

一般電話相談連絡先:0120-109-410(フリーダイヤル)

○感染症・疾病対策室の電話相談窓口

電話番号 0120-109-410 (フリーダイヤル)

○受付時間 24時間

帰国者・接触者相談センター（各保健所）連絡先

帰国者・接触者相談センター（各保健所）連絡先一覧

保健所	所在地	電話	FAX
徳島保健所	徳島市新蔵町3丁目80	088-602-8907	088-652-9334
吉野川保健所	吉野川市鴨島町鴨島106-2	0883-36-9018	0883-22-1760
阿南保健所	阿南市領家町野神319	0884-28-9874	0884-22-6404
美波保健所	海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	0884-74-7373	0884-74-7365
美馬保健所	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-52-1016	0883-53-9446
三好保健所	三好市池田町マチ2542-4	0883-72-1123	0883-72-6884

【夜間休日連絡先】セコム株式会社:[088-624-4267](tel:088-624-4267)